

市政アンケートの要望書 (2回目)

Ⅱ.子どもの通学教育環境 (20~24)、Ⅲ.交通問題 (25~27)です。

Ⅱ.子どもの通学教育環境

20. 交通安全指導員の配置を適切に

学童退校時に交通安全指導員が横断歩道に配置されているがその場所が適切でない。(例) まっかけ台からみはる野へ抜けるバスの曲がる交差点には居らずその50m程下の横断歩道に居るのはおかしい。

21. 側溝の改修

厚木市妻田西3丁目24番地。小学生の通学路にもなっているのですが側溝があります雨が降るとすぐに大きな水たまりになります。側溝の役目をしていません。何年か前にも改善してもらいたい所として意見しましたが、何の回答もありませんでした。

22. 一方通行の強化徹底

妻田のマクドナルドの横の道路 通学時間には一方通行になっているのに、無視するドライバーが多く、子供たちも安心して通学できませんと目立つ看板など強化してほしいです。

23. 南毛リススポーツセンターを子供の遊び場として解放

24. 風俗店規制を行い教育環境の整備を

本厚木駅北口。城南信用金庫付近の風俗店の看板の派手さや更に最近その店の横に風俗系の店を紹介する様な店舗が新たに出来非常に不愉快である。子供達(特に小中学生)の通学路でもあり、日常多くの子供達はその店の前の道を利用している現状。直ちに撤去撤退を厚木市として実施、実現して欲しい。旧パルコ

店そばの” たちばな書店” も子供の目から不思議、怪しげな店に映る様です。昔からその付近に多数の

風俗店も連なり住民としては非常に不愉快である。10年程前に転居してきた頃と比べるとはるかに風俗のイメージが強くなった厚木を感じます。とてもとても安心して子育てできる(子育てにふさわしい)街ではないと強く思う今日頃です。(転居も検討し始めました)

Ⅲ. 交通問題

25. 道路整備 (道幅拡張、歩行者・自転車保護)

a) 上落合のバス通り (田谷〜長沼) 道路が狭いの大型バスが通るし、通り抜け車が多い。

b) 旧129号厚木〜平塚駅行きバス通りの拡張・安全対策。近くに小中学校があるので歩くのに危険である。

26. 自転車用道路の設置

27. 歩道整備

a) **の印の道路お天気の時はいいのですが、雨が降るとあちこち水がたまり道をよって歩く有様です。**の印の分は大雨が降った時、下水がつまり水が10~15cm位たまって靴では歩けません。雨の日に一度歩いて試して下さい。道路はツギハギだらけです。

c) 用水を利用して歩道が作られている為、網状の金属柵がはめ込まれているが、大きな車の為と思われるが凸凹があり、特に自転車等では危険と思いながら通っています。

d) 毛利台1丁目在住ですが、メイン道路歩

道の舗装、修理をお願いしたい。

e) 妻田郵便局のポスト側の三角形の段差改善

f) 歩道の植木は100mに一本ぐらいいにしてほしい。自転車、車いす、そして年より等のずれ違いに広くつかえるように緑が丘地区〜、林ロータリー〜、コウスの東側歩道

g) 恩名の日立入口信号より50m片岸へ下る右側歩道のつつじの植木を歩道のえんせきまで切って貰いたい。せまい歩道のため車よけでしょうけど歩道の鉄棒はもっと最小限にしてほしい。一本ぐらいでよいのではないかと。

h) 厚木市長谷地区。信号を渡ると歩道がない。見通しも悪いので車がない時を見計らって通っています。

厚木市の消防水利はどうなっているの？

6月20日の午後、サイレンが鳴り、煙がもくもくと見え、「厚木消防のテレホンサービス」で聞くと、恩名とのこと。火事があったら、消火用の水はどうなの？

厚木には、消防水利が、4316か所もあります(22年4月1日現在)。消火栓は、全て公設で2362。防火水槽は大小合わせて公設が658、企業などの私設が1244。その他として、プールなど52か所。

「消防水利の基準数及び現有効配置図」というものがあるが、市内全域の消防水利がわかるようになっています。市内の140m四方(中心市街地は100m四方)に1か所以上設置。3年ごとに確認をして、いざという時に備えています。

特に、東海地震の被害想定に基づき、地震での火災が多発の危険が大きい地域を重点に耐震性貯水水槽を設置、100t以上のものは23か所。昭和53年のあさひ公園から始まり、平成11年妻田南の中河原けやき公園まで、ほぼ毎年新設しています。

また、水道管が太くなったようなイメージで、常に水が流れていて飲料用にもなる「飲料水兼用耐震性貯水水槽」もあります。ぼうさいの丘公園に3基、本厚木カンツリクラブ、厚木第二小学校、厚木中央公園、相川中学校に各1基の計7基。こちらは消防ではなく、防災対策課の所管になります。

東日本大震災以降、

いつどんな災害が起きるかわからない不安の中、消防、あるいは防災の施設がどこにあるかを知っておくのも大事なことです。

ところで、5月末までに住宅用火災警報器の設置が義務付けられていましたが、皆さんのお宅は大丈夫ですか？



消防本部警保課より、消防水利配置図の説明を受ける